

# アセアン知財協力作業部会による 「管理国実施作業計画2012-2015」について

**The Country Champion Implementation Work Plan 2012-2015**  
**prepared by the ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation**

大熊靖夫\*  
Yasuo OHKUMA

抄録 アセアンが目指す2015年の共同体樹立。それに向けてアセアン知財協力作業部会が策定した「アセアン知財権行動計画2011-2015」と、同計画を具体化した「管理国実施作業計画2012-2015」。本稿では、アセアン知財当局の知財分野における具体的な取り組みを確認すべく、作業計画を俯瞰する。

## 1. はじめに

東南アジア諸国連合（以降、「アセアン」）は、2015年のアセアン経済共同体（ASEAN Economic Community）（以降、「AEC」）成立に向けた取り組みを進めており、知財もその例外ではない。2007年に策定された「AECブループリント（AEC Blue Print）」（以降、「ブループリント」）において、知財権は「競争的経済地域（Competitive Economic Region）」における「コア・エレメント」のひとつとして取り上げられた。

そして、知財分野について、AECの実現に向けた目標を特に具体化したものが「知財権行動計画2011-2015（ASEAN IPR Action Plan 2011-2015）」（以降、「行動計画」）であり、これを受けて、毎年の作業計画を具体化したものが「管理国実施作業計画2012-2015（Country Champion Implementation Work Plan 2012-2015）」（以降、「作業計画」）である。

2015年のAEC設立時、行動計画に描かれた目標がどの程度達成されているかは予断できないものの、本稿では、作業計画の内容を確認し、AEC

に向けた知財制度の整備工程に迫る。

## 2. 「AECブループリント」及び「アセアン知財権行動計画2011-2015」

アセアンにおける組織的な知財分野の活動は、1995年の「アセアン知財協力協定（ASEAN Framework Agreement on Intellectual Property Cooperation）」の合意、翌1996年の「アセアン知財協力作業部会（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）」（以降、「AWGIPC」）の発足により、本格的に始まった。その後、2004年の「アセアン知財権行動計画2004-2010」の策定を経て、2011年のアセアン経済大臣会合において、新たに2015年までの行動計画が承認された。

他方、1997年のアセアン首脳会合で2020年の設立を目指したAECは、2007年1月に開催された首脳会議において5年間の前倒しが決定され、

\* 日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部長  
Director, IP Department, Bangkok Office  
Japan External Trade Organization (JETRO)

2015年の設立を目指すこととなった。そして、同年11月に開催された首脳会議においては、設立までの工程表となるブループリントが採択された。ブループリントにおいて、知財分野は、前述した「競争的経済地域」の「コア・エレメント」のひとつとして、次のように記されている。

原則として、知財政策は、(a) 文化的、知的、及び芸術的な創造性及び、それらの商業化、(b) より多くの先進技術の効率的な導入及び適応、及び、(c) 効果期待閾値の継続的な高まりに応じるための持続的な学習に対して、力強い刺激となる。

知財政策はまた、創造性及び発明に向けた力強い文化を育て、また、伝統的な知財権及び新しい知財権の双方における全ての利害関係者に対して、より公正なアクセス及び利益を保障する助けとなる。加えて、知財政策は、外国貿易投資の量及び質、並びに高度な私有技術の移転のいずれにも影響を及ぼす。

知財権に関する地域協力は、アセアンにおけるビジネス、投資家、発明者及び創作者への馴染みやすい知財プロフィールにより支援される学習や革新のための文化を育てることを目標とした「アセアン知財行動計画 2004-2010」及び「著作権に関するアセアン協力作業計画」により規定される。加えて、これらの計画は、競争力及び開発のため、よりすぐれた民衆啓発、調整及びネットワーキング、予測性、能力構築及び知財業界への貢献のために作られる。

行動：

- i. 「アセアン知財権行動計画 2004-2010」及び「著作権に関するアセアン協力作業計画」の完全履行。
- ii. 利用者による出願を容易化するため意匠に関するアセアン出願制度を設立し、言語要件には依存しつつ、受理官庁としてのアセアン加盟国

(以降、「加盟国」)の知財当局の間における調和を推進する。

- iii. 可能な限り、マドリッド協定議定書(以降、「マドプロ」)への加盟。
- iv. 知財保護に関する国家執行機関間における協議や情報交換の継続。
- v. 伝統的知識(以降、「TK」)、遺伝資源(以降、「GR」)及び伝統的文化表現(以降、「TCE」)に関する地域的協力の推進。(仮訳)

行動計画は、2015年のAEC設立を主眼として、ブループリントに記された内容の遂行を目指したものである。そして、2015年までに行う知財分野の活動について、以下の通り5つの活動目標を定めた。

1. 加盟国の発展状況及び国内知財当局の制度的能力の違いを考慮しつつ、知財の利用者・創作者のニーズに応じて、これら知財当局による知財サービスの迅速化・品質向上・簡素化を達成するバランスのとれた知財制度を確立する。
2. 高まる知財への需要に対して、各国、地域の法的また政策的な基盤整備を進め、加盟国が適切な時期に国際的な知財制度へ参画する。
3. 伝統的な物品やサービスの保護や、アセアン地域における創造活動に留意しつつ、知識へのアクセスを促す技術移転の促進、知財が技術革新及び発展の手段とするための知財の創造、認知度の向上や活用に関する周知活動を実施し、アセアン地域の利益確保を図る。
4. 加盟国の能力構築や地域における利害関係者のニーズ把握のため、アセアンは国際的な知財分野の活動に積極的に参加し、対話国との関係をさらに深める。
5. アセアンにおける知財当局の能力向上を図るため、加盟国の協力、連携関係を強化する。(仮訳)

また、行動計画は、上記の活動目標と共に、各目標を達成するための 28 のイニシアチブを規定した。さらに、イニシアチブ毎に「主導国 (Lead Country)」が指定され、各イニシアチブを主導することも明記された。なお、「主導国」は国 (Country) と記されているが、アセアン事務局 (以降、「ASEC」) もいくつかのイニシアチブにおいて「主導国」を務めている。

イニシアチブ毎の主導国一覧

活動目標	イニシアチブ	主導国
1	1 2015 年までに、異議申立／反対請求がない場合の商標登録にかかる (出願から登録までの) 平均処理期間 6 ヶ月の達成	CA, PH
	2 「アセアン特許調査審査協力 (ASEAN Patent Search and Examination Cooperation)」 (以降、「ASPEC」) の実施	SG
	3 伝統的商品及びサービスの地域分類の実施	SG
	4 特許専門家／弁護士 の能力構築	SG
	5 意匠及び商標専門家／弁護士 の能力構築	PH, VN
	6 知財権行使に関する地域行動計画の構築及び実施	PH
	7 視覚障害者及び身体障害者のための著作権の除外及び制限	SG
	8 2015 年までの著作権制度の有効活用	BN, TH
	9 2015 年までの加盟国における共同管理組織の設立	TH
	10 創造的アセアン	TH
	11 地理的表示 (以降、「GI」) の保護	TH, VN
	12 TK, GR 及び TCE の保護	ID, CA, LA
	13 植物多様性保護	VN
2	14 2015 年までの加盟国によるマドプロへの加盟	PH
	15 2015 年までの最低 7 加盟国による意匠の国際登録に関するハーグ協定 (以降、「ハーグ協定」) への加盟	PH
	16 2015 年までの特許協力条約 (以降、「PCT」) への加盟	AS
3	17 調査及び開発のためのグローバルな科学技術情報へのアクセス増加を目的とした、加盟国の学校及び大学における特許図書館の地域ネットワークの構築	PH
	18 全ての階層における意識向上を目的とした地域全体における知財推進キャンペーンの実施	LA, ID, TH, AS
	19 アセアン地域における技術移転及び商業化に対する意識向上	TH, AS
	20 加盟国内中小企業による知財の生成及び完全な活用のための能力向上	MY
	21 「アセアン知財ポータル (ASEAN IP Portal)」の整備	TH, AS
4	22 地域レベルにおける世界知的所有権機関 (以降、「WIPO」) との協力体制の確立	AS
	23 対話国との協力拡充	AS
	24 加盟国による国際フォーラムへのより積極的な参加及び地域民間利害関係者との開かれた関係の構築	AS
	25 強力な交渉立場の確立	AS
5	26 特許審査官の能力構築	MY, SG
	27 意匠及び商標審査官の能力構築	PH
	28 アセアン地域知財当局の基盤近代化	PH, VN

(ブルネイ : BN, カンボジア : CA, インドネシア : ID, ラオス : LA, マレーシア : MY, フィリピン : PH, シンガポール : SG, タイ : TH, ベトナム : VN, ASEC : AS)

また、行動計画においては、「主導国」とは別途、各イニシアチブの進捗を評価する「管理国（Country Champion）」が指定されている。そして、管理国の指定は原則として次のような分野に対応している。なお、「主導国」と同様、ここでも加盟国に加えて、ASECも管理国を務めている。

分野	管理国
特許行政	マレーシア
商標行政	フィリピン、ブルネイ
意匠行政	ベトナム、フィリピン
著作権及び創造	タイ
特許情報	フィリピン、カンボジア
TK, TCE, 及び GR	インドネシア
GI	タイ、ベトナム
革新, 技術移転, 及び知財商業化	ASEC
当局基盤近代化／自動化, 品質管理	フィリピン、ベトナム
植物多様性保護	ベトナム
知財教育, 啓発, 及びマーケティング	タイ, ASEC
知財行使	フィリピン

ところで、上述の通り行動計画には主導国及び管理国の二つの役割を設けられているものの、現実には、ほとんどのイニシアチブにおいて、主導国と管理国を同じ国が務めている。これにより、実施と管理のスムーズな連携が期待される一方で、二つの役割を設けた本来の意味、すなわち進捗のチェック機能に不安が残る。実際に、必ずしも多くのイニシアチブが計画通りに進んでいる訳ではなさそうである。ただし、ここでは行動計画そのものが野心的な内容であることも付言したい。

### 3. 管理国実施作業計画2012-2015

行動計画の承認を経て、アセアン当局は年ごとの具体的な行動内容を規定した作業計画を策定した。本節では、作業計画に記されたイニシアチブ毎の内容を確認することにより、AECに向けてアセアンが掲げる知財制度の作業工程を確認する。

イニシアチブ1:2015年までに、異議申立／反対請求がない場合の商標登録にかかる(出願から登録までの)平均処理期間6ヶ月の達成

年	方策
2012年及び2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン地域知財当局における未処理案件の軽減に向けたベストプラクティスの共有及び実施</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン地域知財当局における簡素化された商標登録プロセスの実施</li> <li>各国内知財当局におけるITシステムの拡充</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン地域商標審査官による実体審査マニュアルの使用</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもフィリピン及びカンボジアが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：加盟国の商標登録所要日数、滞貨解消に向けた取り組み、業務フローなどに関する情報収集など。2013年：情報収集の結果を踏まえ、取り組むべき提案の協議を目的としたワークショップの実施。滞貨の解消、処理日数の短縮化に向けた各国における取り組み案の作成など。2014年：作成した取り組み案の承認。実体審査マニュアルの作成準備に向けた情報収集や、加盟国における既存のマニュアル、商標審査における加盟国間における共通する実務、及び国際的なベストプラクティスに基づく実体審査マニュアル案の作成など。2015年：加盟国のコメントに基づ

くマニュアル案の修整，加盟国によるマニュアル案の承認及び採用など。

**イニシアチブ 2: ASPEC の実施**

年	方策
2012 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012 年までに，体系化された取組及びプログラムによる ASPEC の完全実施</li> </ul>
2013 年及び 2014 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許管理職及び専門家による定期会合の実施</li> <li>地域における ASPEC 利用推進のための定期的な意識向上活動</li> </ul>
2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015 年までに特許出願 5%以上の ASPEC 利用</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は，いずれもシンガポールが務める。そして，作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年：ASPEC の周知，各国ウェブサイトへの情報掲載，特許審査官に向けた内部研修，利用状況調査，実施上の問題及び書類交換による円滑化の協議を目的としたタスクフォース会合の開催など。2013 年及び 2014 年：取り組みの見直しを目的としたタスクフォース年次会合の開催，普及のための国／地域レベルの宣伝活動，特許審査官の内部研修の継続，利用状況に関する統計データの提出など。2015 年：取り組みの見直しを目的としたタスクフォース会合の開催など。

**イニシアチブ 3: 伝統的商品及びサービスの地域分類の実施**

年	方策
2012 年乃至 2013 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的な商品及びサービスのリスト確定，及びニース分類を補完するための加盟国による同リストの使用</li> </ul>
2014 年乃至 2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的商品及びサービスの地域分類の使用に関する加盟国及び利害関係者とのシンポジウム及び討論会の実施</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は，いずれもシンガポールが務める。そして，作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年乃至 2013 年：ニース分類第 10 版に対するアセアンからの 7 品目の変更提案の提出。伝統的商品及びサービスの地域リストを作成する上での確認事項及び提案事項の調整。ニース分類に準じた商品名及び分類を記載した固有名詞及びその英語訳のリスト／表の収集／作成。地域使用者による商品及びサービスの国際分類に従った分類支援など。2014 年乃至 2015 年：伝統的商品及びサービスの地域リストに関する意識及び理解向上を目的とした国レベルにおけるシンポジウム／ワークショップの実施。

**イニシアチブ 4: 特許専門家／弁護士の能力構築**

年	方策
2012 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力構築を必要とする特許専門家及び分野の特定</li> </ul>
2013 年及び 2014 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定された研修ニーズに応じた研修，ワークショップなどの開催</li> <li>能力構築の成果を評価するための，改善が必要な分野の特定を伴う研修内容の定期的な見直し</li> </ul>
2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財弁護士／専門家の育成</li> <li>各加盟国及び域外の優れた知財当局における特許関連法令及び手続に関するアセアン特許専門家への研修実施</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は，いずれもシンガポールが務める。そして，作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年：特許専門家／弁護士のために加盟国が必要とする研修の内容に関する調査票の作成，及び必要性の分析。2013 年：特許専門家／弁護士の能力構築が必要な分野に関する優先順位の決定，及び優先すべき 3 分野に関する研修計画の策定。知財専門家の育成に関する地域ワークショップの開

催。2014年及び2015年：各年の研修計画に基づいた地域研修セミナー／ワークショップの開催。

**イニシアチブ 5: 意匠及び商標専門家／弁護士 の能力構築**

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力構築を必要とする意匠及び商標専門家及び分野の特定</li> </ul>
2013年及び2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定された研修ニーズに応じた研修、ワークショップなどの開催</li> <li>能力構築の成果を評価するための、改善が必要な分野の特定を伴う研修内容の定期的な見直し</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財弁護士／専門家への育成</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもフィリピン及びベトナムが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：商標及び意匠専門家／弁護士間の集団ディスカッションを中心とした、研修の必要性に関する調査の実施。同調査の結果に基づく研修計画案の作成など。2013年及び2014年：各年における商標及び意匠専門家／弁護士を対象とした地域研修又はワークショップの実施。参加者への調査や調査票配布による研修内容の評価など。2015年：各国知財当局へ提出された出願内容の評価。

**イニシアチブ 6: 知財権行使に関する地域行動計画の構築及び実施**

年	方策
2013年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央管理された調整機関を通じての知財権行使に関する統計的情報の公開及び地域におけるオンライン利用</li> </ul>
2012年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における権利行使に関する意識向上活動の実施</li> </ul>

2013年乃至2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>域外から加盟国及び加盟国間の模倣品及び著作権侵害品の持込み件数低下に関する文書作成</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域レベルにおける模倣品撲滅及び意識向上キャンペーンへの民間セクターの関与の強化</li> </ul>
2013年以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国の知財権行使担当機関間における情報交換を通じて得られたベストプラクティスに基づく、加盟国の民事、刑事、及び行政構造に合致した国内行使ガイドラインの策定</li> </ul>
2013年以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財権行使における問題及び知財権保護の動向に関するワークショップ及びシンポジウムの開催、並びに知財訴訟の処理迅速化のための加盟国の国内知財当局及び裁判所の連携強化、知財権行使に関する知財当局及び担当機関間の連携の強化</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもフィリピンが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：差押件数や関連機関による取締実施件数、関連機関による取締実施内容、司法機関・準司法機関への起訴件数及び結審件数を含む調査票案の作成。2013年乃至2015年：収集すべきデータの決定、各国における調査機関の設置。各国における行政機関及び司法機関の連携体制確立。各国内知財当局へのデータの展開及び運用開始後の定期的なポータルサイトへのアップロード。知財権行使における問題及び動向についての地域ワークショップ及びセミナーの開催。国際的な行使ガイドラインに関する執行官間の意見交換を目的とした地域ワークショップの開催。現行ガイドラインの見直し及び行使普及のためのベストプラクティスの特定。商品識別に関する検察官、裁判官、関税局職員及び執行官を対象とした地域セミナー及びワークショップの実施。知財に対する意識向上のための産業界との連携、啓発キャンペーンの実施など。

イニシアチブ 7: 視覚障害者及び身体障害者のための著作権の除外及び制限

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者及び身体障害者のための著作権の除外及び制限に関する情報交換、地域レベル又は国レベルにおける取組の要否について加盟国の関係団体との協議</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者及び身体障害者のための著作権の除外及び制限に対するアセアン全体としての立場についての協議とその決定</li> <li>2013年までに、視覚障害者及び身体障害者のための著作権の除外及び制限に関する取組の決定</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもシンガポールが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：著作権制限の導入に関する加盟国の状況調査。視覚障害者のための著作権の除外及び制限に関するワークショップの開催など。2013年：主要団体を招聘したフォーラムの開催、視覚障害者のための著作権の除外及び制限について共通の立場をとることの可否の検討など。

イニシアチブ 8: 2015年までの著作権制度の有効活用

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済発展に対する著作権に基づく／創造的な産業の寄与に関する国別調査の完了、及び調査結果についての情報交換のためのフォーラムの実施</li> <li>加盟国による著作権通知登録及び記録に関する情報交換の実施</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作者不明著作物に関するフォーラム／セミナーの開催</li> <li>インターネットにおける著作物保護に関するフォーラム／セミナーの開催</li> <li>WIPO 視聴覚的実演に関する北京条約及びその実施に関するフォーラム／セミナーの主催又は共催</li> </ul>

2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権に対する意識向上を目的としたメディア／アニメのコンテスト及びキャンペーン</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン専門家グループ会合における関連問題の検討及び加盟国における著作権保護の現状の評価</li> <li>直近の著作権問題に関するセミナー／会議／ワークショップの開催</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもブルネイ及びタイが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：経済発展に対する著作権に基づく／創造的な産業の寄与に関する調査の完了及びフォーラムの開催など。2013年：著作権者不明著作物やインターネットにおける著作物保護に関するワークショップの開催。WIPO 視聴覚的実演に関する北京条約に関するワークショップの開催など。2014年：メディア／アニメコンテストの開催、著作権に対する意識向上宣伝に関するメディア／アニメ作品の募集、受賞者の作品による地域全体における著作権に対する意識向上宣伝など。2015年：著作権などの有効利用の検討などを目的とした地域専門家間の会合の開催。デジタル化など直近の著作権問題に関するワークショップの開催など。

イニシアチブ 9: 2015年までの加盟国における共同管理組織の設立

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域政策対話を通じての加盟国の共同管理協会及び／又は著作権裁判に関する啓発及びベストプラクティスに関する情報交換</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政／監督体制、アセアン地域における運営上の課題・問題に重点を置いた共同管理協会／組織に関する調査の完了</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関を対象とした共同管理に関するセミナーの実施</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な共同管理に関する実地調査</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもタイが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：加盟国の共同管理協会に関する調査の実施、及び調査結果のまとめ及び加盟国への展開。2013年：行政／監督体制や運用上の問題を中心とした加盟国による共同管理協会に関する調査。2014年：関係機関の政策担当者を対象とした共同管理境界に関するワークショップの開催。2015年：対話国における効果的な共同管理に関する実地調査。

**イニシアチブ 10: 創造的アセアン**

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「創造的アセアン」における加盟国の関心分野に関する調査の実施及び調査結果の分析の発表</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>AWGIPC による「連携プロジェクト」の対象商品及び都市の選定</li> <li>「アセアン創造的都市連携プロジェクト」に関するセミナーの開催</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「創造的アセアンフェア」の開催</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン地域の創造的産業を対象とした情報データベースの構築</li> <li>「アセアン創造的都市」に関するセミナーの開催</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもタイが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：「創造的アセアン」における加盟国の重要分野に関する適切な調査の実施。コンサルタントによる調査結果の分析及び加盟国への提案など。2013年：加盟国による「連携プロジェクト」の対象商品及び都市の選定及び管理国への提出。地域全体共通の創造的商品／サービスに関する意見交換を

目的としたプロジェクトに関するセミナーの開催など。2014年：「創造的経済」の宣伝促進を目的としたアセアン地域の商品／サービス展示のためのフェアの開催など。2015年：専門家チームの雇用によるアセアン創造的産業の情報データベースの構築。地域全体共通の創造的商品／サービスに関するさらなる意見交換を目的とした「アセアン創造的都市」セミナーの開催など。

**イニシアチブ 11: GI の保護**

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国における GI 制度についての情報収集, 類似点／相違点の把握及びアセアン地域における GI 保護の強化に向けた具体的な対策実施を目的とした加盟国の GI 政策及び取組の調査</li> <li>アセアンにおける GI 保護を強化するための具体的な取り組みを特定し, 実施するため, 加盟国における国家 GI 政策及び活動についての調査の報告</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>GI 調査結果フォローアップのためのセミナーの開催</li> <li>保護制度に基づく加盟国の原産品のブランド化及び保護, それらの商品の価値増大のための情報及びベストプラクティスの共有を目的とした「世界 GI シンポジウム」のタイにおける開催</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>GI への理解深化及びブランド意識向上を目的とした GI 推進セミナーの開催</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>GI への理解深化及びアセアン地域 GI 商品の意識向上, 認識, 機会増大を目的とした GI 製品見本市の開催</li> </ul>

本イニシアチブの主導国はタイ及びベトナムが務める一方, 管理国はタイのみが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：GI に関する調査の実施。近似点, 相違点の把握及び地域における GI 保護の強化に向けた対策実施を目的とした調査結果の



分析，及び分析結果の展開など。2013年：GI 調査結果のフォローアップを目的としたセミナーの開催。「世界 GI シンポジウム」の開催による地域全体の原産品の価値増大など。2014年：GI 推進セミナーの開催。2015年：GI 商品の宣伝推進を目的としたアセアン地域 GI 商品／サービス見本市の開催など。

**イニシアチブ 12: TK, GR 及び TCE の保護**

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO 知財, GR, TK 及びフォークロアに関する政府間委員会(以降,「IGC」)への地域としての積極的な参加</li> <li>加盟国における TK, GR 及び TCE の動向に関する加盟国間における情報共有</li> <li>TK, GR 及び TCE に関する政策改善を目的とした担当アセアン作業部会間の連携</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>IGC への地域としての積極的な参加</li> <li>加盟国における TK, GR 及び TCE の動向に関する加盟国間における情報共有</li> <li>TK, GR 及び TCE に関する中国及びインドの実績, 並びに TK, GR 及び TCE に関する国内及び地域データベースの設置に関する意見交換</li> </ul>
2014年及び2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>IGC への地域としての積極的な参加</li> <li>加盟国における TK, GR 及び TCE の動向に関する加盟国間における情報共有</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもインドネシア,カンボジア及びラオスが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：加盟国の TK, GR 及び TCE に関する現状, 法令, データベース及び政策についての情報収集のための調査。中国国家知識産権局(以降「SIPO」)の支援による知財並びに TK 及び GR の保護に関するセミナーの開催。加盟国間で合意したモデルに基づく国内／地域デジタル図書館の設置に向けた取組。知財及び生物多様性に関する取組に向けた能力構築, 及

び IGC の交渉状況に関する情報交換など。2013年：アセアン豪州ニュージーランド自由貿易協定(以降,「AANZFTA」)プロジェクトに基づく TK, GR 及び TCE の保護に関するセミナー開催。SIPO 支援の実現性分析のための会合開催。TK データベース構築実現性に関する報告など。2014年及び2015年:IGCにおける交渉状況に関する情報交換。加盟国における TK データベース構築の継続。TK, GR 及び TCE 保護の国際的動向に関するワークショップの開催。

**イニシアチブ 13: 植物多様性保護**

年	方策
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール及びベトナムによる植物の新品種の保護に関する国際条約(以降,「UPOV」)条約施行, 並びに他の加盟国による植物多様性保護関連法及びその実施に関する加盟国間における情報及び経験の共有</li> <li>植物多様性保護に関する国際的議論の注視及び新たな問題への対応</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物多様性保護に関する国際的議論の注視及び新たな問題への対応</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもベトナムが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2013年：植物多様性保護に関する法令についての加盟国間における情報交換。植物多様性保護に関する UPOV 理事会における協議内容の注視。植物多様性保護に関する最新の国際的問題についての協議など。2014年:植物多様性保護に関する UPOV 理事会における協議内容の注視。植物多様性保護に関する最新の国際的問題に関する協議など。

イニシアチブ 14: 2015 年までの加盟国によるマドプロへの加盟

年	方策
2012 年 及び 2013 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>マドプロに向けた未処理案件の処理, 所要日数の短縮化, 基盤の整備</li> <li>マドプロ加盟に関する課題及び実施についての調査, 並びに調査結果に関する情報共有</li> <li>加盟国によるマドプロ加盟に向けたロードマップの策定</li> <li>マドプロ加盟に対する主要ビジネス団体からの支持確保</li> <li>加盟国における必要に応じた法改正, 及び/又はマドプロ出願に関する規定案の作成</li> <li>知財当局職員に対するマドプロ出願に関する研修</li> <li>利害関係者のマドプロ出願制度利用を促す宣伝活動の実施</li> </ul>
2014 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>マドプロに向けた未処理案件の処理, 所要日数の短縮化, 基盤の整備</li> <li>マドプロ加盟に関する課題及び実施についての調査, 並びに調査結果に関する情報共有</li> <li>マドプロ加盟に対する主要ビジネス団体からの支持確保</li> <li>加盟国における必要に応じた法改正, 及び/又はマドプロ出願に関する規定案の作成</li> <li>知財当局職員に対するマドプロ出願に関する研修</li> <li>利害関係者のマドプロ出願制度利用を促す宣伝活動の実施</li> </ul>
2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財当局職員に対するマドプロ出願に関する研修</li> <li>利害関係者のマドプロ出願制度利用を促す宣伝活動の実施</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもフィリピンが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年及び 2013 年：マドプロ加盟における課題についての調査、国別締結計画案の作成。マドプロ加盟に対する支持確保のための各国における産

業界関係者との協議の開催。マドプロ出願制度の利用推進を目的としたワークショップの開催。知財当局職員への研修の実施。マドプロとの対比による加盟国法令の調査など。2014 年及び 2015 年：マドプロ出願制度の利用推進を目的としたワークショップの開催。知財当局職員への研修の実施。マドプロ業務手続案の起草など。

イニシアチブ 15: 2015 年までの最低 7 加盟国によるハーグ協定への加盟

年	方策
2012 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハーグ協定加盟に関する課題及び実施についての調査, 並びに調査結果に関する情報共有</li> <li>加盟国によるハーグ協定締結に向けたロードマップの策定</li> </ul>
2013 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハーグ協定加盟に関する課題及び実施についての調査, 並びに調査結果に関する情報共有</li> <li>加盟国によるハーグ協定締結に向けたロードマップの策定</li> <li>締結前の協議の実施</li> <li>加盟国における必要に応じた法改正, 及び/又はハーグ協定出願に関する規定案の作成</li> </ul>
2014 年 及び 2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>利害関係者のハーグ協定出願制度の利用を促す宣伝活動の実施</li> <li>ハーグ協定運用ガイドライン案の作成</li> <li>知財当局職員に対するハーグ協定出願に関する研修</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもフィリピンが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年：ハーグ協定に関する情報普及を目的としたワークショップの開催。知財当局職員への研修の実施。各国におけるハーグ協定締結に向けた計画の作成。2013 年：知財当局職員への研修の実施。各国におけるハーグ協定締結に向けた計画の作成。締結にあたり必要となる法改正に関する調査。利

害関係者との協議など。2014年：締結前の協議の実施。締結国における締結後の協議の実施。情報普及セミナー又はワークショップの開催など。2015年：締結前の協議の完了。締結国における締結後の協議の実施。情報普及セミナー又はワークショップの開催など。

イニシアチブ 16: 2015 年までの PCT 加盟

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国間における PCT に関する情報共有</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCT 締結に関する問題についての調査の完了</li> <li>締結前の協議の実施</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国における必要に応じた法改正、及び／又は PCT 出願に関する規定案の作成</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCT 運用ガイドライン案の作成</li> <li>知財当局職員に対する PCT 出願に関する研修</li> <li>利害関係者の PCT 出願制度利用を促す宣伝活動の実施</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれも AEC が務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：PCT 出願，国際調査，国際予備審査及び国内登録に関する情報を含むキットの作成，及び加盟国への同キットの展開など。2013年：PCT 未締結国において，特許登録制度及び手順に関するスコーピング調査の実施。PCT 締結に向けた課題の調査。利害関係者との予備協議の実施。ワークショップの開催。国別締結計画案の作成など。2014年：加盟国の PCT 関連規定の作成。加盟国の PCT 関連規定に対する国内承認の確保など。2015年：特許審査官を対象とした PCT 研修の実施。加盟国における現地利害関係者を対象とした PCT 研修の実施など。

イニシアチブ 17: 調査及び開発のためのグローバルな科学技術情報へのアクセス増加を目的とした，加盟国の学校及び大学における特許図書館の地域ネットワークの構築

年	方策
2012年 乃至 2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許図書館の設置を希望する学校，単科大学及び総合大学募集のための宣伝活動</li> <li>特許図書館地域ネットワーク構築における構想の策定</li> <li>構内における特許図書館設置を希望する学校，単科大学及び総合大学からの承諾の確保</li> </ul>
2013年 乃至 2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許検索に関する参加学校，単科大学及び総合大学の職員に対する研修</li> <li>参加学校，単科大学及び総合大学の研修を受けた職員による特許データベースの利用支援</li> <li>特許図書館の運営における技術支援の提供</li> </ul>
2014年 乃至 2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許検索に関する参加学校，単科大学及び総合大学の職員に対する研修</li> <li>参加学校・大学の研修受講職員による特許データベースの利用支援</li> </ul>
2015年 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国間の特許図書館地域ネットワークの構築</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもフィリピンが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年乃至2013年：特許図書館地域ネットワーク構想の紹介を目的としたフォーラムの開催。ネットワーク参加に関心を有する高等教育機関への訪問及び経営者との会合など。2013年乃至2014年：加盟国3カ国における関心を持つ高等教育機関への研修実施など。2014年乃至2015年：他の加盟国において，特許の基礎，特許情報，特許検索に関するオリエンテーション，ワークショップ，技能研修，通信教育などに関心を有する高等教育機関への研修の実施。第1回アセアン特許図書館地域会議の開催など。

イニシアチブ 18: 全階層における意識向上を目指した地域全体の知財推進キャンペーンの実施

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン知財推進キャンペーンの一環として、政府高官及び指導者が関与する大規模な知財フォーラムの随時開催</li> <li>2012年までに、地域で実施される知財の発表、ワークショップ及び講義を行う加盟国からの知財人材プールの確保</li> </ul>
2013年及び2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な知財利害関係者集団を考慮に入れた知財推進戦略の策定及び実施</li> <li>各加盟国により行われる推進キャンペーンの進捗状況に関する定期報告</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>各加盟国により行われる推進キャンペーンの進捗状況に関する定期報告</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもラオス、インドネシア、タイ及びASECが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：WIPOの援助によるアセアン知財フォーラムの開催。アセアン知財人材プールの設置。2013年：知財啓発や教育用のアセアン知財ツールキット開発を含むアセアン知財教育及び意識向上戦略の策定。アセアン知財伝達者グループ／ネットワークの設立。意識向上キャンペーンの定期的な報告。同キャンペーン用の資料の作成。教育機関との連携による知財文化の形成など。2014年：アセアン知財ツールキット開発の社会化。知財権保護、活用、資産化に関するアセアンビジネスフォーラムの開催。意識向上キャンペーンにおける関連資料の普及など。2015年：意識向上キャンペーンにおける関連資料の普及、及び同キャンペーンの定期的な更新など。

イニシアチブ 19: アセアン地域における技術移転及び商業化に対する意識向上

年	方策
2012年乃至2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>全てのアセアン利害関係者との加盟国による定期会合を含む、「アセアン知財ダイレクト (ASEAN IP Direct)」に関するデータ発信</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術移転及び商業化に関する地域シンポジウムの開催及び能力構築活動の実施</li> <li>各加盟国による推進キャンペーンの進捗状況の定期報告</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「アセアン知財ダイレクト」の利用状況、及び有用性向上のためのプラットフォーム拡張、ウェブサイト掲載用データ／情報の継続的な収集の評価及びその結果に基づく必要な修正</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン研究データベースの構築</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもタイ及びASECが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年乃至2013年：「アセアン知財ダイレクト」に関する宣伝活動。2013年：技術移転機関管理者などを対象とした技術移転及び商業化に関するシンポジウムの開催。同キャンペーンの進捗状況に関する調査の実施、及び調査結果の展開など。2014年：「アセアン知財ダイレクト」の能力及び利用性の拡充を目的とした進化したプラットフォームの開発のための専門家チームの選定など。2015年：専門家チームによる研究開発分野のさらなる向上を目的としたアセアン研究データベースの構築。

イニシアチブ 20: 加盟国内中小企業による知財の生成及び完全な活用のための能力向上

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国内の中小企業における革新の推進のための戦略計画の立案</li> </ul>

2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財権の特定、取得、活用及び権利行使、知財関連情報の費用対効果の高い知財関連情報検索、知財権登録に関する中小企業向け研修モジュールの策定</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財を特定し、保護、管理する能力の向上を目的とした、知財当局、並びに科学技術機関、研究開発機関及び大学による包括的共同プログラムの策定</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもマレーシアが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。

2012年：推進取組への合意確保。各加盟国における中小企業の技術に関する知財への要望に関する情報分析。アセアン中小企業作業部会と共同した分析など。2013年：意見及び提案のためのAWGIPC会合における分析結果の報告。加盟国の中小企業による知財活用推進計画案の策定。中小企業に向けた知財保護の重要性やメリットに関するセミナーの開催など。2014年：加盟国の中小企業に関する知財の活用推進計画案の発表、及び同案の完成など。2015年：大学や知財に関心を持つ中小企業向けの知財宣伝セミナーの開催など。

**イニシアチブ 21:「アセアン知財ポータル(ASEAN IP Portal)」の整備**

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国の利害関係者が地域の知財情報を容易に入手できる「アセアン知財ポータル」の展開</li> </ul>
2013年、2014年及び2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国の持ち回りによる「アセアン知財ポータル」の定期更新</li> </ul>

本イニシアチブの主導国はタイ及びASECが務める。一方で、管理国はタイのみである。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次の

とおりである。2012年：「知財ポータル」用委託事項案の作成。「知財ポータル」の設計及び運用に関する専門家の選定。同サイトの運用開始。2013年、2014年及び2015年：加盟国による同サイトの持ち回り管理。

なお、同ウェブサイトは次のような情報を含むものとされる。すなわち、知財及びその商業化に関する一般情報。ウェブポータルとしてのウェブ管理及び運営に必要なツールの開発。アセアンの各知財当局とのリンク。知財法など加盟国の知財制度に関する一般情報。審査官数や審査期間など加盟国間の知財関連データ。AWGIPCの取り組みや知財行動計画など、アセアンの知財関連の取り組み。知財に関する意見交換のための加盟国別の掲示板。

**イニシアチブ 22:地域レベルにおけるWIPOとの協力体制の確立**

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年ごとのWIPOとの共同作業計画の採択</li> </ul>
2013年、2014年及び2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業計画に基づく取組の実施状況に関する毎年の協議及び定期的な評価の実施</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもASECが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：アセアン WIPO 協力協定の実施状況の評価。WIPO との協定更新、及び加盟国のニーズに沿った取組の提案並びに作業計画の完成。2013年乃至2015年の各年：WIPO との協議及び対話。アセアン WIPO 協力協定の実施状況の評価。

イニシアチブ 23: 対話国との協力拡充

年	方策
2012 年 乃至 2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン及び豪ニューージーランドにより定められる優先度に応じた, AANZFTA に基づく作業計画の完全実施</li> <li>知財権協力分野における ASEC 米国特許商標庁 (以降, 「USPTO」) 協力協定の適宜実施</li> <li>欧州委員会アセアン知財権協力プログラム III (以降, 「ECAP-III」) に基づく資金協定の適宜実施</li> <li>アセアン-中国の知財分野における協力覚書の実施</li> <li>欧州特許庁 (以降, 「EPO」) との協力体制の確立</li> <li>日本国特許庁 (以降, 「JPO」) との協力体制の確立</li> <li>共同プロジェクト/取組の実施に関する, 加盟国及び対話国の定期的な協議の実施</li> <li>取組結果の定期的な見直し/評価の実施</li> </ul>

本イニシアチブの管理国は ASEC であり, 主導国も同様である。そして, 作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年乃至 2015 年: AANZFTA-AEC 作業プランに基づく, 知財教育や意識向上, GR, TK 及び TCE の保護, 特許審査官の能力構築, アセアン知財ポータルなどに関する計画の実施。ASEC-USPTO 協力協定に基づく取組の実施。ECAP-III 改正資金協定の締結。アセアン中国協力協定に基づく年間作業計画の実施, 及びアセアン中国知財当局長官会合の開催。アセアン EPO 協力協定に関する交渉。アセアン JPO 協力覚書の締結, 署名, 及び覚書に基づく取組の実施。アセアン日本知財当局長官会合の開催。既存対話国及び新規対話国との協議及び対話の実施。対話国との条約評価のためのひな形の作成, 及び毎年一度の協力協定実施状況の評価など。

イニシアチブ 24: 加盟国による国際フォーラムへのより積極的な参加, 及び地域民間利害関係者との開かれた関係の構築

年	方策
2012 年 乃至 2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国による国際フォーラムへの定期的な参加及び知財関連の最新情報の入手</li> <li>知財に関する国際的, 地域的, 国内団体を含む利害関係者と加盟国の調和</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は, いずれも ASEC が務める。そして, 作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年乃至 2015 年: WIPO 総会に併せて, アセアン知財当局長官とアセアン・ジュネーブ委員会との会合。民間利害関係団体と関わる知財活動への加盟国の参加促進。

イニシアチブ 25: 強力な交渉立場の確立

年	方策
2012 年 乃至 2015 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアンによる知財に関する最低限の交渉枠組の策定及び実施, 並びに加盟国に影響を及ぼす問題に関する定期協議の開催</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は, いずれも ASEC が務める。そして, 作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012 年乃至 2015 年: 多国間及び地域交渉における知財問題に関する情報及び意見交換の実施。

イニシアチブ 26: 特許審査官の能力構築

年	方策
2012 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国における特許審査官に対する研修の必要性の分析, 及び分析結果の集約</li> </ul>

2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要性の分析結果に基づく特許審査官に対する構造化された研修プログラムの策定</li> <li>能力増大を目的としたアセアン地域特許審査官に対する研修及びセミナーの定期開催</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力向上を目的とした特許審査官交換プログラムの導入</li> <li>能力増大を目的としたアセアン地域特許審査官に対する研修及びセミナーの定期開催</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力増大を目的としたアセアン地域特許審査官に対する研修及びセミナーの定期開催</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもマレーシア及びシンガポールが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：研修必要性調査の実施。加盟国からの回答に基づく研修内容などの分析。AWGIPC会合における行動計画案の提出及び意見収集、意見に基づく行動計画案の見直し、行動計画案への承諾。行動計画の完成を受けた専門家雇用のための資金調達に関する協議。2013年：研修計画策定のためのワークショップの開催。研修計画は、取組の重複を避けるため、特許審査官研修へ参画する対話国も招へい。AWGIPC会合における研修計画の承認を得た後、研修プログラムの準備及び各国ニーズに合わせた調整などの実施。第1回アセアン特許審査官共同研修の開催。2014年：対話国知財当局との特許審査官交換制度に関する協議、審査官の交換の実施。第2回及び第3回のアセアン特許審査官共同研修の実施。2015年：AWGIPC会合における研修内容、審査官交換制度の確認。第4回及び第5回のアセアン特許審査官共同研修の実施。プログラムの評価など。

イニシアチブ 27：意匠及び商標審査官の能力構築

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国における意匠及び商標審査官に対する研修の必要性の分析、及び分析結果の集約</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要性の分析結果に基づく意匠及び商標審査官に対する構造化された研修プログラムの策定</li> <li>能力増大を目的としたアセアン地域意匠及び商標審査官に対する研修及びセミナーの定期開催</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力向上を目的とした意匠及び商標審査官交換プログラムの導入</li> <li>能力増大を目的としたアセアン地域意匠及び商標審査官に対する研修及びセミナーの定期開催</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>能力増大を目的としたアセアン地域意匠及び商標審査官に対する研修及びセミナーの定期開催</li> </ul>

本イニシアチブの主導国はフィリピン、管理国はフィリピン及びベトナムが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：研修必要性分析ツールの作成。研修必要性分析の実施及び結果の確認。優れた知財当局における研修プログラムに関する調査。2013年：研修必要性分析及び優れた知財当局における研修プログラムに基づく意匠及び商標審査官向け地域研修プログラムの策定。地域研修プログラムの内容に基づく意匠及び商標審査官に対する研修などの実施。対話国との意匠及び商標審査官交換又は留学制度の策定など。2014年：対話国との交換又は留学制度の実施。地域研修プログラムの内容に基づく意匠及び商標審査官に対する研修などの実施。2015年：対話国との交換又は留学制度の実施。研修プログラムの内容に基づく意匠及び商標審査官に対する研修などの実施。参加者への調査。調査票配布による研修内容の評価など。

イニシアチブ 28 : アセアン地域知財当局の基盤近代化

年	方策
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財当局の既存ITシステムの拡充に向けたロードマップの策定</li> <li>地域利害関係者間の情報アクセスの円滑化を目的とした共通の電子データ管理システムの導入及び検索システムの接続に関する実現可能性に関する提言</li> <li>ASPEC 運用円滑化のための IT プラットホームの特定及び導入</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年までのデータベースの完成, 更新及び正確化</li> <li>2015年までの特許及び商標書類のデジタル化</li> </ul>

本イニシアチブの主導国及び管理国は、いずれもフィリピン及びベトナムが務める。そして、作業計画における各年の具体的な活動提案は次のとおりである。2012年：各国のIT基盤状況の評価、参加加盟国の電子データ管理システム及び検索システム・ツールの評価、参加加盟国の近代化に向けたロードマップの策定。ASPEC への適性に関するWIPO-CASE の評価。2013年：取組の継続、近代化ロードマップの最終化、及びASPEC用ITプラットフォームの実行。2014年及び2015年：これまでの取組結果に基づき、近代化ロードマップに従ったプロジェクト／活動の実施など。

4. おわりに

本稿では、知財分野において、アセアン当局がAECに向けて策定する作業計画を確認した。その内容は、網羅的かつ野心的なものである。政治体制や文化的背景、何よりも経済発展度が大きく異なる国々が集まったアセアンにとって、この計画の完遂が容易ではないことは容易に読み取れる。

知財分野に限らず、AEC設立に向けた各分野の進捗状況には、大きな関心が寄せられている。こ

のうち、ブループリントの進捗管理については、ASECを中心として、加盟国の申告に基づく「スコアカード」による評価が行われている。2012年3月に公表された同カードでは、フェイズ1（2008年－2009年）及びフェイズ2（2010－2011年）に関する評価がなされ、知財権については、フェイズ2において進捗率80%（完全実施4、不完全実施1）との結果が出ている。この評価とおりの進捗であれば、及第点といえるかもしれない。しかしながら、スコアカードの評価結果には、実態との乖離を指摘する声が多い。もちろん、評価が甘いという意味である。身内であるアセアン経済大臣会合もそのような指摘がなされ、新たに第三者機関による評価が指示されたほどである。この出来事は、必ずしもスコアカードで示されたほどには実態が進んでいないことを示唆している。

日本を含む先進諸国や国際機関には、AECに向けて野心的な取り組みを進めるアセアンを、適切な支援や働きかけを通じて後押しすることが期待される。

なお、本稿は著者個人の資格で執筆したものであり、日本貿易振興機構としての公式見解等を述べたものではない。また、記載内容には十分注意しているものの、完全に正確な内容であることは保証できない。